

## 契約保証に関する事務取扱要領

この要領は、岡山県工事執行規則（昭和 48 年岡山県規則第 61 号）に定める工事請負契約並びに測量及び建設コンサルタント業務委託契約（以下「工事請負等契約」という。）に係る契約保証について必要な事項を定めるものとする。

### 記

#### 1 工事請負等契約の保証

(1) 契約担当者（岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。）第 130 条第 1 項に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、受注者に対し契約の保証として次の①から⑤のいずれかを求め、工事請負等契約書案の提出とともに必要書類を落札者を決定した日から 14 日以内に提出させる。なお、「契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券」（財務規則第 153 条第 2 項）については、利付国債に限るものとし、「発注者が確実と認める金融機関」については、財務規則第 37 条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）とする。

① 契約金額の 10 分の 1 の契約保証金の納付

② 有価証券（利付国債）の提供

③ 指定金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 20 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（以下「銀行等の保証」という。）

④ 公共工事履行保証契約の締結

⑤ 履行保証保険契約の締結

(2) (1)の規定にかかわらず、工事請負契約について契約金額が 500 万円未満の工事及び業務委託契約について契約金額が 200 万円未満の業務は、財務規則第 155 条各号のいずれかに該当するときは、契約の保証を要しない。

なお、緊急を要する災害復旧工事及び災害時の応急対策業務で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するものとして、随意契約にて発注するものについては、工事請負契約について契約金額が 500 万円以上の工事及び業務委託契約について契約金額が 200 万円以上の業務であっても、財務規則第 155 条第 8 号に該当するものとして、契約の保証を要しないこととすることができる。

(3) (1)の規定にかかわらず、工事・業務委託の発注を所管する部局長（以下「所管部局長」という。）が特に必要と認めるときは、契約担当者は落札者に対し、公共工事履行保証契約の締結により役務的保証を求めることができるが、この場合は契約保証金の額を契約金額の 10 分の 3 とする。また工事請負等契約書の記載方法については、主務課に事前に十分な時間的余裕をもって協議すること。

#### 2 契約締結時における取扱い

##### (1) 契約保証金の取扱い

① 契約担当者は、落札者に対し納付書（様式第 22 号の 2）を発行し、契約金額の 10 分の 1 の契約保証金を請求し、指定金融機関等へ納付させるとともに、工事請負等契約書案と納付書領収書（様式第 22 号の 2）の写しを提出させるとともに、納付書領収書の原本を提示させること。

※1 「様式第〇号」とあるのは、財務規則に定める様式を示す。

② 契約担当者は、落札者から契約書案及び納付書領収書の写しの提出を受けたときは、提出書類を審査確認後、契約を締結する。

③ 契約保証金は、歳入歳出外現金とする。

④ 納付書手書用を発行する場合は、後日電算処理すること。

⑤ 納付書の納付理由欄には「契約保証金。なお、この契約保証金は業務完成時において保管金払戻請求書（様式第 87 号）により、全額払戻します。」と記載すること。

(2) 有価証券の取扱い

① 契約担当者は、落札者から、工事請負等契約書案、保管有価証券提出書（様式第 88 号）及び有価証券を提出させること。

② 契約担当者は①の書類の提出を受けたときは、その内容を審査確認後、保管有価証券納付書（様式第 90 号(1)）を交付するとともに、契約を締結する。（提出書類の写し（有価証券を除く。）は工事請負等契約書と一緒につづる。）同時に保管有価証券受入通知書（様式第 89 号）を出納員に送付するとともに有価証券を出納員に引継ぐこと。

③ 出納員は、契約担当者から保管有価証券受入通知書（様式第 89 号）及び有価証券を受領したときは、保管有価証券領収書（様式第 90 号(2)）を発行し、契約担当者を経由して受注者へ交付するとともに、保管有価証券領収通知書（様式第 90 号(3)）を契約担当者に送付する。

④ 出納員は、有価証券を受け入れたときは、保管有価証券寄託証書（様式第 90 号(4)）により指定金融機関（取引店）に寄託するものとし、寄託した金融機関から有価証券預り証書（銀行様式）を徴すること。

※ 2 普通預金通帳と同様の「保護預かり通帳」

(3) 銀行等の保証の取扱い

① 契約担当者は、落札者から、工事請負等契約書案の提出とともに保証書（別紙 2-1）又は保証証書（別紙 2-2）を提出させること。

② 契約担当者は、①の書類の提出を受けたときは、提出書類を審査確認後、契約を締結し、保証書（別紙 2-1）又は保証証書（別紙 2-2）を保管すること。

※ 3 「別紙〇〇」とあるのは、銀行・保証事業会社・保険会社等で定めている様式を参考に示したもの

※ 4 特に、銀行等の保証書の保証債務履行の請求期限が、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されていることを確認すること。

③ 日本電子認証（株）が提供する発注者用保証確認サービス（以下「電子保証確認サービス」という。）により、保証内容を確認することができる情報を落札者から提供された場合は、①の書類の提出があったとみなす。この場合、電子保証確認サービスから当該保証内容を印刷し、②の例により保管すること。

(4) 公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約の締結に係る取扱い

① 契約担当者は、落札者から工事請負等契約書案の提出とともに公共工事履行保証証券（別紙 8）又は履工保証保険証券（別紙 16）の提出を受けたときは、その内容を審査確認後、契約を締結すること。

② 契約担当者は、契約を締結後、公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券を工事請負等契約書と一緒につづっておくこと。

3 工事・業務委託完成時の取扱い

(1) 契約保証金の取扱い

① 契約担当者は、受注者に対し請求書の提出とともに保管金払戻請求書（様式第 87 号）を提出させること。

② 契約担当者は、①の提出を受けたときは、提出書類を審査確認後、すみやかに契約保証金の払戻手続を行うこと。なお、保管金払戻請求書の写しを工事請負等契約書と一緒につづっておくこと。

③ 出納員は、②の払戻の命令があったときは、口座振替によりすみやかに払戻手続を行うこと。

(2) 有価証券の取扱い

- ① 契約担当者は、受注者に対し請求書の提出とともに保管有価証券払戻請求書（様式第 93 号）を提出させること。
  - ② 契約担当者は、①の提出を受けたときは、提出書類を審査確認後、払出しの手続を行うとともに、出納員に保管有価証券払戻請求書（様式第 93 号）、保管有価証券払出通知書（様式第 94 号）を提出すること。なお、保管有価証券払戻請求書の写しを工事請負等契約書と一緒に添付しておくこと。
  - ③ 出納員は、契約担当者から保管有価証券払戻請求書を受領したときは、その内容を審査確認後、契約担当者を経由して受注者へ有価証券を払戻し、同時に領収書（様式第 93 号）と引換えにすること。（領収書は契約書と一緒に添付しておくこと。）
  - ④ 出納員は、有価証券を寄託している場合には、寄託有価証券返還請求書（会計事務取扱要綱に定める様式）を作成し、指定金融機関が発行した有価証券預り証書（銀行様式）を添えて寄託した指定金融機関から有価証券の返還を受けた後、③の手続により返還すること。
- (3) 銀行等の保証の取扱い
- 契約担当者は、受注者から請求書の提出を受けた後、保証書（別紙 2-1）を契約担当者を経由して受注者に返還すること。なお、保証書（別紙 2-1）を受注者に返還する際には、受注者から保証書に係る領収書（別記様式 1）を提出させ、受領書及び保証書の写しを工事請負等契約書と一緒に添付しておくこと。
- なお、保証証書（別紙 2-2）は、契約書と一緒に添付し、受注者には返還しない。また、2(3)③の場合も同様とする。
- (4) 公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約の締結に係る取扱い
- 事務処理は要しない。（2(4)②のまま添付しておく返還はしない。）

#### 4 受注者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約期間中に業務が完成しないと認められる等のために契約を解除するときは、あらかじめ業務続行不能届（別記様式 2）を徴するよう努めること。

また、解除通知（別記様式 3）の写しを契約書と一緒に添付しておくこと。

※5 解除通知は内容証明郵便によること。

- (1) 契約保証金の取扱い
- 契約担当者は、受注者に対し解除通知（別記様式 3）を発行し、出納員は、収入の取扱いにより歳入歳出外現金から歳計現金（諸収入）を振り替えること。
- (2) 有価証券の取扱い
- ① 契約担当者は、受注者に対し解除通知（別記様式 3）を発行し、県有有価証券管理者は有価証券を取得しようとするときは出納員に合議するものとし、県有有価証券管理者は、受注者に対して県有有価証券納付通知書（様式第 96 号）を送付し、出納員に対しては県有有価証券取得通知書（様式第 95 号）及び県有有価証券処分通知書（様式第 97 号）を送付すること。
- ② 出納員は、県有有価証券管理者から①の提出を受けたときは、県有有価証券管理者に有価証券を引渡し、その領収書（様式第 97 号）を提出させること。
- ③ 県有有価証券管理者は、岡山県を振替先とする有価証券に係る県費振替書を発行し、収入科目に歳入年度、所管及び会計区分を記載し、契約担当者を経由して保管有価証券取扱店に送付し、収入の手続をとること。
- ④ 出納員は、利付国債額面金額が違約金額を超えている場合は、別途受注者へ超過額を返還すること。
- (3) 銀行等の保証の取扱い
- ① 契約担当者は、受注者に対し解除通知（別記様式 3）を発行するとともに

に、請求金額（違約金相当額）を記載した保証金請求書（別記様式4）又は特約保証金請求書（別紙5）、解除通知（別記様式3）の写し及び出納員が発行する納入通知書（様式第22号）を銀行等に送付すること。

- ② 出納員は、銀行等から①の違約金相当額の支払を受けたときは、受領書（別紙6）及び保証書（別紙2-1）を銀行等へ返還すること。

また、2(3)③の場合には、受領書（別紙6の2）を保証事業会社へ送付すること。

- (4) 公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約の締結に係る取扱い

契約担当者は、受注者に対し解除通知（別記様式3）を発行するとともに、工事請負等契約書の写し、請求金額（違約金相当額）を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式4）、解除通知（別記様式3）の写し、公共工事履行保証証券（別紙8）、業務続行不能を証明する書類（業務続行不能届）及び出納員が発行する納入通知書を保険会社に送付すること。

## 5 契約金額の増額変更時の取扱い

契約担当者は、契約金額の増額変更を行おうとする場合（契約期間末に行われるものは除く。）で、既納の契約保証金に対応する契約金額（以下「保証契約金額」という。）と増額変更後の契約金額との差額が保証契約金額の3割を超えるときは、変更後の契約金額の10分の1に増額変更すること。

- (1) 契約保証金の取扱い

2(1)の契約締結時に準じた取扱いとする。

- (2) 有価証券の取扱い

2(2)の契約締結時に準じた取扱いとする。

- (3) 銀行等の保証の取扱い

契約担当者は、受注者から工事請負変更契約書案又は、業務委託変更契約書案の提出とともに保証内容変更契約書（別紙4）又は保証証券（別紙2-2変更後）を提出させ、その内容を審査確認後、工事請負変更契約又は業務委託変更契約を締結すること。

なお、電子保証確認サービスにより、変更後の保証内容を確認することができる情報を落札者から提供された場合は、上記の提出があったとみなす。この場合、電子保証確認サービスから変更後の保証内容を印刷し、保管すること。

- (4) 公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約の締結に係る取扱い

契約担当者は、受注者から公共工事履行保証証券異動承認書（別紙9）又は保証保険承認書（別紙17）を提出させ、その内容を審査確認後、工事請負変更契約又は業務委託変更契約を締結すること。

## 6 契約金額の減額変更時の取扱い

契約担当者は、契約金額の減額変更を行おうとする場合（契約期間末に行われるものは除く。）で、既納の契約保証金に対応する契約金額と減額変更後の保証契約金額との差額が保証契約金額の3割を超える場合で、受注者から減額要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金を変更後の契約金額の10分の1に保たれる範囲で受注者の希望金額まで減額変更することができる。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額変更は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わない。

- (1) 契約保証金の取扱い

3(1)の業務完成時に準じた取扱いとする。

- (2) 有価証券の取扱い

3(2)の業務完成時に準じた取扱いとする。

- (3) 銀行等の保証について

契約担当者は、受注者と工事請負等変更契約を締結した後、保証契約内容

変更承認書（別記様式5）を受注者に交付し、銀行等が交付する保証内容変更契約書（別紙4）又は保証証書（別紙2-2）を受注者から提出させること。

なお、電子保証確認サービスにより、変更後の保証内容を確認することができる情報を落札者から提供された場合は、上記の提出があったとみなす。この場合、電子保証確認サービスから変更後の保証内容を印刷し、保管すること。

(4) 公共工事履行保証契約の締結に係る取扱い

契約担当者は、工事請負等変更契約を締結した後、保証契約内容変更承認書（別記様式5）を受注者に交付し、保険会社が交付する公共工事履行保証証券異動承認書（別紙9）を受注者から提出させること。

7 契約期間延長時の取扱い

契約担当者は、受注者に対し契約期間の延長に応じた保証期間を延長させること。

(1) 銀行等の保証の取扱い

5 (3)の増額変更時に準じた取扱いとする。

(2) 公共工事履行保証契約の締結に係る取扱い

5 (4)の増額変更時に準じた取扱いとする。

(3) 履行保証保険契約の締結に係る取扱い

履行保証保険の場合は、保険期間は業務が完成するまで存するので、変更手続は行わない。

ただし、保険責任の終期に関する特約条項が付帯されている履行保証保険については、保険期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を受注者から提出させること。

8 契約期間短縮時の取扱い

契約担当者は、受注者から保証期間短縮の要求があった場合で、特段の事情がないときは、変更後の契約期間を含む範囲内で保証期間の短縮変更をさせることができる。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないこととなっているので、保険期間の短縮は行わない。

(1) 銀行等の保証の取扱い

6 (3)の減額変更時に準じた取扱いとする。

(2) 公共工事履行保証契約の締結に係る取扱い

6 (4)の減額変更時に準じた取扱いとする。

9 履行遅滞時の取扱い

契約担当者は、受注者の責に帰すべき事由により履行遅滞が生じた場合において、契約期間経過後相当期間内に業務を完成させようとするときは、保証期間内に業務が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は業務が完成するまで存するので、変更手続は行わない。

(1) 銀行等の保証の取扱い

契約担当者は、受注者に対して保証期間が経過するまでに、保証期間内に業務が完成する見込み期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等が発行する保証内容変更契約書（別紙4）を提出させること。

(2) 公共工事履行保証契約の締結に係る取扱い

契約担当者は、受注者に対して保証期間が経過するまでに、保証期間内に業務が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する公共工事履行保証証券異動承認書（別紙9）を提出させること。

附則

この要領は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。